|  |
| --- |
| **２０３５．船積明細通知** |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＬＤＲ | 船積明細通知 |

１．業務概要

「ＡＣＬ情報登録（コンテナ船用）（ＡＣＬ０１）」業務または｢ＡＣＬ情報登録（在来船・自動車船用）（ＡＣＬ０２）｣業務（以下、「ＡＣＬ業務等」という。）で登録された情報に基づき運賃等の情報を登録者へ通知する。

また、通知した情報の訂正、取消しも本業務で行う。

２．入力者

船会社、船舶代理店、ＮＶＯＣＣ

３．制限事項

①１業務で入力可能な前払運賃情報は最大５件とする。

②１業務で入力可能な後払運賃情報は最大５件とする。

③１業務で入力可能な料金明細情報は最大２０件とする。

４．入力条件

（１）入力者チェック

システムに登録されている利用者であること。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

５．処理内容

（１）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（２）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

６．出力情報

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| 処理結果通知 | なし | 入力者 |
| 船積明細通知情報 | なし | 入力された通知先 |